

令和6年度 省エネルギーフォーム補助金 主な変更内容

令和6年度の松本市住宅用温暖化対策設備設置補助金(省エネルギーフォーム補助金)は、下記のとおり昨年度から変更となった部分があります。交付申請書を提出される前に、必ず内容をご確認ください。

ご不明な点については住宅課(☎0263-34-3246)へお問い合わせください。

① 交付申請書(様式第1号)及び別紙2の様式が変更となりました
新しい様式をホームページ内からダウンロードしてお使いください。

- ・住宅所有者の承諾欄を削除しました
- ・購入とリースの記載部分を分けました
- ・別紙2は「内法」という記載を削除しました

② 購入及びリースにより設置する場合、登載証明書等の提出が不要

※PPAにより設置する場合は必要

③ 開口部断熱改修(ガラス交換以外)の熱貫流率要件を変更しました

変更前 熱貫流率 $3.49\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下

変更後 熱貫流率 $3.50\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下

※国土交通省「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(R4.11改正)に合わせました。

④ 開口部の面積を算出する際の寸法を見直しました

申請書(様式第1号 別紙2)には、施工業者が採寸した正確な「メーカーに発注する寸法」を記入し、面積を計算してください。